

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 5 日

一般社団法人日本港運協会 御中

国土交通省港湾局海岸・防災課
危機管理室長

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（周知）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、令和2年12月23開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて、別紙のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、分科会提言を踏まえた催物の開催制限等について、別紙の2. に示された業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底（業種別ガイドラインを策定されている場合）、催物開催時における感染防止策及び催物前後における感染防止の徹底について職員各位へ周知していただきますよう、お願いいたします。

（添付資料）

別紙：分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

（令和2年12月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

参考：11月末までの催物の開催制限等について

（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

事 務 連 絡
令和2年12月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

1. 分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められており、第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」が示され、ステージⅢ相当の対策が必要な地域のうち、感染高止まり地域では、「イベント開催要件の厳格化（知事の判断）」、感染拡大継続地域では、「イベント開催要件の厳格化（目安を国より通知）」との考え方が示されているところである。

また、9月11日付け事務連絡1.（3）③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることと留意することとされている。

営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、対策実施後一定期間経過した段階で、感染状況を評価し、

- 感染が減少していると評価した地域においては、国の目安で運用することを基本とした上で、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、仮にイベント制限を厳格化した場合には、各都道府県の感染状況や医療提供体制等を考慮し、必要に応じ、制限を維持すること等を検討されたい。
- 感染が高止まりしていると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい

基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。なお、本事務連絡に基づき、人数上限をどのように厳格化するか等、イベント開催制限の具体的な方法は、各都道府県の感染状況や医療提供体制を考慮し、各都道府県の判断に委ねることとする。

- 感染拡大が継続していると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、9月18日以前の事務連絡で示した催物の開催制限（別紙）に準じ、人数上限を5,000人以下に引き下げる等の対応を検討されたい。
- 本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策と同一期間（対策が延長された場合はその延長期間）までに開催されるイベントを対象にすることを基本とすること。
- 本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、新しい目安は、既存販売分に適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることを基本とすること。

また、9月11日付け事務連絡1.（3）③のとおり、各都道府県においては、引き続き、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限の目安に加え、収容率要件の目安についても、上記の基準より厳しい基準を設定しうること留意すること。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2.（1）のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

2. 催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について

イベントの開催に当たっては、催物開催時の感染リスクに加え、公共交通機関での密集や催物前後の会食等により、感染拡大リスクが高まる場合がある。また、昨今、会食の場で感染が広がるケース等が多く発生している。また、催物の開催制限を準用している施設を含め、例えば、音楽イベント、スポーツイベント、映画館などにおいて、開催時に、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインが実践されないこと等により、大規模なクラスター等が発生することも懸念される。

関係各府省庁及び各都道府県においては、年末年始の催物開催に当たっては、催物の開催制限を準用している施設を含め、施設管理者およびイベント主催者に対し、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底はもとより、開催時における感染防止策及び催物前後の感染防止

の注意喚起を促すこと。また、イベント参加者に対して、

- 混雑状況の周知、
- 駅の分散利用、
- 「5つの場面」の周知徹底、
- イベント前後の会食等は基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に感染が広がっている地域においては、感染防止のため、普段から会っている人、家族、親しい人と短時間で少人数で行うこと

など、具体的な感染防止策が徹底されるよう促すこと。

以上

(別紙) これまでのイベント開催制限の変遷 (イベント開催制限の段階的緩和)

時期		収容率	人数上限	備考
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人	(入退場管理できない催物) ・ 6/1以降、地域の行事 （盆踊り等）は開催可 ・ 全国的・広域的な祭り・花火大会等は慎重に判断
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人	
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人	
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人	
9月19日～ 当面11月末	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） 〔・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等〕	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	上記整理を維持
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1m）（収容人数なし） 〔・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント〕 (注) 食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い		

時期		収容率	人数上限	備考
感染状況を見つ、 来年2月末まで 維持	大声なし	現状維持 (※) 食事を伴うが発声のない催物（映画館等）は大声なしと取り扱う。	現状維持	上記整理を原則維持 ・ 入退場管理等ができる 花火大会、野外フェス 等は開催可能と明確化
	大声あり	現状維持		

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

て」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、５，０００人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を１００％とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙３及び別紙４）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙２「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、１) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、２) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（２）によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、イ) の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和２年８月２４日付け事務連絡１．に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、１) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の５０％までの参加人数とすることとし、２) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（２）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・植田・礒・井上・寺井
直通 03（6257）3085

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	
		50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
- **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握する**とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする**。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等		
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） - 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	
想定されるイベント及び収容率等	【100%以内】 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等	【当面11月末まで 50%（※） 以内】 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- 当面 11 月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者の把握が可能	- 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	- 展示会（人数等を管理できるイベント） - 地域の行事	全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	- 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1 m）を要することとする。 - それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	当分の間、十分な人と人との間隔（1 m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスク**は、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加**するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。**また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討するよう促す。**

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	- 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 - 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 - 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



感染防止策

- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染 ※ 5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を 2 m 確保**
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染 ※ 5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は 1 席（立席の場合 1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。